

- 01 不法行為に基づく損害賠償請求が認められない事例で、不当利得に基づく返還請求権は認められるという場合が存在する。[超基本]
- 02 伝統的な理解によれば、不当利得は、実定法規定の適用が不当な結論を導く場合には、これを矯正するため、積極的かつ柔軟に用いるべきだとされる。
- 03 不当利得の類型論によると、不当利得制度は、他の実定法上の諸制度と同一の平面で機能を分担する制度であり、要件や効果は、問題となる実定法上のそれぞれの制度との関係で類型ごとに理解するべきである。[超基本]
- 04 売買契約が取り消された場合に、既払い代金の返還を請求する根拠は不当利得であり、類型論によれば、これは給付利得に当たる。
- 05 銀行Bが預金者でない者Yに対して預金を払い戻してしまった場合、真の預金者XがYに対して有する不当利得返還債権も、BがYに対して有する不当利得返還債権も、類型論によれば、給付利得に当たる。
- 06 前問の場合、XのYに対する不当利得返還請求権とBのYに対する不当利得返還請求権は、両立する。[やや難]
- 07 Xの土地をYがXに無断でZに賃貸してZから地代を受け取っていた場合、XがYに対して有する不当利得返還債権は、類型論によれば、侵害利得に当たる。
- 08 XがYの土地を自己の土地の一部と誤解して業者Aにその部分の整地を依頼して300万円を支払った場合、類型論によれば、XのYに対する不当利得返還請求権は、給付利得に当たり、XはYに300万円の返還請求ができる。
- 09 銀行Bが預金者でない者Yに対して預金を払い戻してしまった場合、真の預金者XがYに不当利得返還請求をするためには、伝統的な衡平説でも類型論でも、Yの受益に法律上の原因がないことは、Xが主張・立証しなければならない。[やや難]
- 10 伝統的な衡平説でも類型論でも、現存利益は、不当利得返還の返還対象であるから、不当利得返還請求をする原告が、被告に現存利益があることについて主張・立証責任を負う。
- 11 X銀行は、Aから手形の取立てを依頼されたYに対して、その手形が不渡りで支払うべきでなかったのに誤って500万円を支払った。XがYに対して、500万円の返還を請求する前に、YはすでにAに500万円を渡してしまった。Xは、Yに500万円の不当利得返還請求ができない。
- 12 Xは、Yに対して30万円を支払うべきところ、計算を誤って40万円を支払ってしまった。Yが計算の誤りに気づかずにその40万円で自己のAに対する債務を弁済してしまった場合でも、XはYに10万円の不当利得返還請求ができる。
- 13 Xは、当選していないYに誤って宝くじの賞金300万円を支払った。Yが自己の当選を信じて予定外の300万円の収入を世界一周旅行に使った場合であっても、XはYに300万円の不当利得の返還を請求できる。
- 14 判例によれば、不当利得返還請求をする者は、悪意の受益者に対して、この者の故意・過失を問うことなく、受益、利息および損害賠償を請求できる。704条の損害賠償責任は、不法行為責任の性質を持つ。[やや難]
- 15 米屋Xから誤って注文と違う高級米の配達を受けたYが受領当時に善意であったが、法律上の原因がないことを知った後に、その米を食べた。この場合、Yは、Xに対して、Yが通常買っている普通米相当額を返還すればよい。[超基本]
- 16 民法121条ただし書による現に利益を受けている限度への利得返還義務の縮減は、民法703条の現存利得返還義務と同じで、民法121条は注意規定である。

- 17 Xの所有しているバイクをYがXに無断で占有・使用している場合、XがYにバイクの返還を求めるのは、不当利得ではなく所有権に基づく返還請求である。使用利益の返還を求めるのであれば、不当利得返還請求である。
- 18 X所有のバイクを無職のAが盗み出して、直ちにYに転売し、Yがこれを半年で乗り潰して廃車にした場合において、盗難時のバイクの時価が80万円、転売価格が50万円であったときは、Xは、Aの盗取を知った後4年を経過していても、Aに対して、不当利得として50万円の支払いを求めることができる。[難]
- 19 前問の場合に、バイクの時価が50万円、転売価格が80万円であったときは、Xは、Aの盗取を知った後4年を経過していても、Aに対して、不当利得として80万円の支払いを求めることができる。
- 20 Xの所有している時価80万円のバイクを無職のAが横領して、直ちにYに50万円で転売し、Yがこれを半年で乗り潰して廃車にした場合、YにはAとの間の有効な売買契約という法律上の原因があるため、Xは、Yに対して、不当利得の返還を請求できない。
- 21 (全部差替え) Xの所有している時価80万円のバイクを無職のAが盗んで、Yに50万円で転売し、Yがこれを1年後に時価の70万円でさらに転売した場合において、その直後に時価相当額の70万円の不当利得の返還を求めるXに対して、Yは、Aに支払った50万円の減額を主張できる。[難]
- 22 売主が所有していた中古車の売買契約が錯誤無効とされた場合において、売主が既に引き渡した中古車の返還を買主に対して求めるときは、所有権に基づいて返還請求してもよいし、不当利得を理由として返還請求してもよい。いずれにしても買主は代金相当額の返還請求との引換給付を主張することができる。
- 23 5000万円で建物を売買する契約が通謀虚偽表示を理由として無効とされた場合において、買主が売主に対して既に給付した5000万円の返還を請求するときは、5000万円の所有権に基づいて返還請求してもよいし、5000万円の不当利得を理由として返還請求してもよい。
- 24 売買契約が無効であった場合、衡平説は、善意の買主は受領物から生じた果実や使用利益の返還を要しない、とする。[やや難]
- 25 売買契約が無効であった場合、類型論(の多くの論者)は、善意の買主も受領物から生じた果実や使用利益を返還すべきだとする。[やや難]
- 26 建物の売買契約で、売主・買主双方が履行をした後に、契約が錯誤無効とされた場合、代金に対する利息の返還と、建物の使用利益の返還は、双方とも主張できない、とする点に異論がない。[やや難]
- 27 建物の売買契約で、売主・買主双方が履行をした後に、契約が錯誤無効とされた場合において、買主の故意・過失なく返還すべき建物が滅失すれば、類型論に従ったとしても、買主の返還義務は消滅する。[難]
- 28 判例によると、商人が商人に誤払いをした金銭の返還を求める不当利得返還請求権は、商事法定利率の6%の遅延損害金付き、利得者が受益をした時から5年の商事消滅時効にかかる。
- 29 売買契約が売主の詐欺を理由に取り消された場合、買主の売主に対する代金返還請求権の消滅時効は、売買契約時から10年である。
- 30 他人の物や権利を権限なしに利用して収益を上げた者に対し、物の所有者や権利者は、不当利得を理由として、無権限者が取得した収益のすべてを、自分に交付させることができる。[超基本]